

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和 4 年第 2 回有田川町議会臨時会)

令和 4 年 5 月 2 7 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 6 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 7 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 報告第 14 号 令和 3 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 16 報告第 15 号 令和 3 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計繰越明許費繰越

計算書

- 日程第17 報告第16号 令和3年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第18 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第45号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	☐ 畑 ・ 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	本 下 雅 敏	13番	堀 江 眞智子
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

副 町 長	坂 頭 徳 彦	住 民 税 務 部 長	青 石 万 紀 子
福 祉 保 健 部 長	中 岡 万 里 子	総 務 政 策 部 長	井 上 光 生
消 防 長	高 井 永 行	産 業 振 興 部 長	細 野 正 人
建 設 環 境 部 長	竹 中 幸 生	清 水 行 政 局 長	谷 口 輝 代 史
総 務 課 長	南 長 寿	財 務 課 長	山 縣 和 弘
企 画 調 整 課 長	林 光 彦	教 育 長	☐ 嶋 博
教 育 部 長	小 澤 俊 彦		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 中屋正也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回有田川町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、本下雅敏君、13番、堀江眞智子君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る5月24日に開催されました議会運営委員会の結果についての報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る5月24日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに日程について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日1日間のみと決定させていただきました。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4、報告第3号から日程第22、議案第45号までの報告18件、議案1件について、当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第3号から議案第45号までの審議・採決を

本日お願いいたしたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された案件は、報告18件、議案1件であります。

また、本日の説明員は副町長ほか12名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第3号から日程第22、議案第45号までの報告18件、議案1件を一括議題としたいと思ひますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第3号から日程第22、議案第45号までの報告18件、議案1件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、坂頭徳彦君

○副町長（坂頭徳彦）

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和4年第2回有田川町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、町長が所要のため欠席させていただいております。誠に申し訳ないのですが、私、副町長、坂頭徳彦が代理で提案理由の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

提案理由の説明に先立ちまして、去る4月1日付で職員の人事異動を発令いたしましたので、新たに説明員として出席する者、そして担当部署の変更のあった者のみ御

紹介をさせていただきます。

建設環境部長の竹中幸生でございます。

○建設環境部長（竹中幸生）

建設環境部長の竹中幸生です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

産業振興部長の細野正人でございます。

○産業振興部長（細野正人）

産業振興部長の細野正人です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

消防長の高井永行でございます。

○消防長（高井永行）

消防長の高井永行です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

教育部長の小澤俊彦でございます。

○教育部長（小澤俊彦）

教育部長の小澤俊彦です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

議会事務局の中屋正也でございます。

○議会事務局（中屋正也）

議会事務局の中屋正也です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

財務課長の山縣和弘でございます。

○財務課長（山縣和弘）

財務課長の山縣和弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

総務課長の南長寿でございます。

○総務課長（南 長寿）

総務課長の南長寿です。よろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

本会より、新たに清水行政局長が説明員として出席いたします。

清水行政局長の谷口輝代史でございます。

○清水行政局長（谷口輝代史）

清水行政局長の谷口輝代史です。どうかよろしくお願いいたします。

○副町長（坂頭徳彦）

どうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

報告第3号から報告第13号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第3号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第12号であります。今回の補正は、町税、地方交付税、国・県支出金、基金繰入及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、歳出として、減債基金に1億円、公共施設整備基金に3億1,000万円を積み立てる増額補正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、1億4,943万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は180億2,168万円と相りました。また、繰越明許費、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第4号は、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、県支出金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1億3,876万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は34億6,502万1,000円と相りました。

報告第5号は、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより繰越金を増額し、歳出では、不用額となる未執行額を減額する一方、納付金を増額した結果、893万4,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は8億1,465万9,000円と相りました。

報告第6号は、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、介護給付費準備基金積立金に8,000万円を増額補正する一方、不用額となる未執行額を減額した結果、1億7,855万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は31億2,918万3,000円と相りました。

報告第7号は、令和3年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、繰越金を基金へ積立てするもので、221万2,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は232万6,000円と相りました。

報告第8号は、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,738万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は4億6,848万9,000円と相りました。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第9号は、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であり

ます。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、繰入金、諸収入等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、155万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は12億7,044万円と相りました。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第10号は、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,828万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億9,594万5,000円と相りました。

報告第11号は、令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、事業費が確定したことに伴い、不用額となる未執行額10万円の減額補正となり、補正後の予算総額は199万4,000円と相りました。

報告第12号は、令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額35万円の減額補正となり、補正後の予算総額は653万6,000円と相りました。

報告第13号は、令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、事業費が確定したことに伴い、使用料、繰入金等を減額するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、435万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7,117万8,000円と相りました。

報告第14号から報告第16号までの3議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告についてであります。

報告第14号は、令和3年度の一般会計予算の経費を令和4年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、令和3年度のかなや明恵峡温泉特別会計予算の経費を令和4年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号は、令和3年度の水道事業会計予算の経費を令和4年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第17号は、令和4年度有田川町一般会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、コロナ禍における物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯などへの給付金の支給、また60歳以上の方や基礎疾患のある方に対して、コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施するために、早急に予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,786万3,000円を追加し、補正後の予算総額は164億4,786万3,000円と相りました。なお、補正額

の財源といたしまして、国庫支出金を充てることとしております。

報告第18号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した者に対する減免措置を令和4年度も実施する上で、有田川町介護保険条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第19号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、有田川町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

主な改正点として、1点目は、住宅ローン控除の特例を4年間延長するとともに、控除限度額については所得税の課税総所得金額等の7%から5%に引き下げ、控除期間を13年間とします。2点目は、令和4年度限定措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とするものであります。

報告第20号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

主な改正内容は、1点目は、基礎課税額に係る課税限度額を現行63万円から65万円に引き上げます。2点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行19万円から20万円に引き上げるものであります。

議案第45号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和3年人事院勧告、並びに令和3年和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしまして、期末手当について、支給月数を現行の年間2.55月分から2.4月分に、0.15月分引き下げるため所要の改正を行うものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、副町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。



暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 9時53分

再開 11時12分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第4 報告第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町一般会計補正予算第12号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

報告第3号、専決処分、令和3年度一般会計補正予算について4点ばかり質疑をさせていただきますが、歳出部分については、まず一括して先に質疑をさせていただいて、歳入については2回目にさせていただきます。

まず、13ページの県移住支援金、1世帯100万円の補助ですけれども、当初予算で100万円を組んでいて、令和2年度で見ましても200万円を組んでいたんですが、それが200万円の令和2年度が令和3年度に100万円減額しておいて、さらに準決算的な額で見ますと、この100万円も減額していると。ですから、制度の変更というか、見直しが必要ではないかと思うんですが、この点お伺いしたいのと。

○議長（森谷信哉）

増谷議員、13ページですか。

○14番（増谷 憲）

ページを間違えたかな。とにかく県移住支援金のところですか。

それから二つ目、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金ですけれども、これ防護柵の設置の補助金ですけれども487万5,000円、これも全額不用になっていると思うんですが、同ページの機構集積協力金30万円も全額不用にしてるんですが、これらを見ておきますと、制度的に直す必要があるんじゃないかと思うんですが、この点いかがなのかということと、もう一つ、製造委託料42万円、これも全額当初予算から見ますと不用額にしておりますが、これは体験交流わらしの部分だと思うんですが、これについてもなぜ全額不用にしたのかということでもまずお聞きしたいと思えます。

○産業振興部長（細野正人）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の県移住支援金についてですが、この制度は東京23区の在住者等が県のマッチング支援や起業支援により県内に移住した場合、和歌山県と町が共同して移住支援金100万円を支給するものです。当町では、これまでこれについては実績がございません。議員御指摘のとおり、よりよい制度となるよう県と今後も協議・検討してまいりたいと思っています。

次に、2点目の鳥獣被害防止対策交付金事業補助金の全額不用になっている件でございますけれども、これは国の防護柵設置に係る補助金でありまして、町予算を通して補助する計画でございましたが、町を通さず有田川町鳥獣被害防止対策協議会へ直接国庫補助金が入金されるようになったために、町予算を全額減額したものでございます。

それに機構集積協力金も全額不用ということについてですけれども、機構集積協力金は地域内のまとまった農地を農地バンクに貸し付け、担い手への農地集約を図る場合に交付するものであります。実績がなかったため、今回、全額減額しております。この制度については、国の制度であります。地域の農地をまとめて貸し付けるというのは現実的に難しいということもあり、今後、県を通してこれについて意見していきたいと思っております。

3点目のわらしの製造委託料の全額不用の件ですけれども、これは草履やわらしの製造はわらしの作業員で行っていただいているところですが、製造の依頼も例年より少なく、また地域で製造している人ももう今はいないということから実績がゼロとなりました。それで今回、全額を減額させていただいたところです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の答弁を聞いていて、本当に制度的な問題はこれでは使えないという部分が結構明らかになってきたというので、使いやすい制度と、それからこれを使って利用者が拡大できるような制度にぜひ求めていっていただきたいのと、わらしの部分については本当に残念な話で、今はコロナもあるしそういう状況もあって大変だと思うんですけども、せつかくの施設ですから、ここらも有効に今後活用いただけるように頑張ってもらいたいと思います。

それで歳入のほうですけれども、これは35ページでよかったかな。物品売払収入30万円、今回上げているわけですけれども、何を売ったのかというのを教育委員会のほうで説明していただけますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

こちらは、リース期間が終了した学校のパソコン教室及び教職員用のパソコンを業者に処分依頼したところ、有価で買い取りされたものでございます。処分台数は、パソコン153台、サーバー8台です。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第5 報告第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第4号、専決処分、令和3年度国保特別会計補正予算について質疑をさせていただきます。

ここに出産育児一時金が掲載されておりますけれども、当初予算では38人分の1,596万円予算化されていましたが、実績をお聞きしましたら、何と16人の約671万円しかございませんでした。それで、国保特別会計から見ましても、子育て支援の拡充という立場からも私は充実の必要があると思います。これまでも、この育児一時金について、私は増額の質問もさせていただいたときもありましたけれども、こういうふうになくなるというのは本当に残念で私は思うんですが、町長がいないので

副町長に認識を伺いたいと思います。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦。

○副町長（坂頭徳彦）

以前から議員には、この出産一時金の増額等についても御提案を頂いてきたところ  
でございます。我々町といたしましても、そのような状況下の中で昨年度から出産祝  
い金というのを、町長の思いもありまして創設させていただいたところございま  
すし、そしてそのことは国全体の今お話にもなっておりまして、国会でも議論をさ  
れて  
いますし、首相も前向きな答弁も、激的にまでいくかどうかは別として増額の方向  
で  
今答弁されているようですので、国・県ともそういったことを情報共有しながら、  
今  
後とも思いはずっと持てまいるたいとの思いでございます。

以上でございます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第5号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川  
町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第7 報告第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第6号、専決処分、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算について質疑をさせていただきます。

この補正予算の中に、地域密着型介護予防サービス給付費負担金、これは認知症やグループホーム、小規模多機能への対応部分だと思うんですが、当初予算では240万円が組まれていたんですが、これも全額不用になっております。今回、この全額不用になった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらのサービスにつきましては、要支援1・2の方が利用できる地域密着型のグループホーム等のサービスとなっております。今回は、予算編成時におきましても1名から2名の予定で予算計上させてもらっておったんですけれども、今回利用がなかったため、全て不用額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第8 報告第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第9 報告第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第10 報告第9号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第11 報告第10号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第12 報告第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第13 報告第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第14 報告第13号……………



○議長（森谷信哉）

日程第14、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第15 報告第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、報告第14号、令和3年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、報告第15号、令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、報告第16号、令和3年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第19 報告第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第20 報告第19号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第21 報告第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第20号、専決処分、国保税条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

まず伺いたいのは、今回の国保税条例の一部改正ですが、賦課限度額の引上げとなっておりますが、医療分で63万円から65万円の2万円の引上げ、そして、後期高齢者支援金分で19万円から20万円の1万円の引上げとなります。そして、介護納付金については据置きの17万円となりますから、これを合計いたしますと99万円から102万円の賦課限度額となります。

そこで、令和3年3月31日現在の被保険者数と世帯数はどのようになっていますか。また、改正前の付加限度額を超える人数と世帯数はどうでしょうか。そして、今回の改正によって令和4年度の付加限度額を超える人数と世帯数について、まず御

答弁いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

令和3年3月31日時点の被保険者数は7,350人、世帯数は3,979人となっております。

また、改正前の賦課限度額を超える人数と世帯数でございますが、令和3年3月31日時点となりますが、賦課限度額を超える方は435人、世帯数は118世帯となっております。

また、今回の改正で限度額を超える人数は405人、世帯数としては109世帯となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度お聞きします。ということは、9世帯しか増えていない予想になりますよね。

それで次に伺うんですが、賦課限度額を超える世帯の所得なんですが、この所得について医療分と介護支援金分でどのくらいで該当してくるのかというのを説明していただきたいんですが、次の二つの場合でお答えいただきたいと思います。一つは、単身世帯で固定資産税がある場合、もう一つは、4人世帯で固定資産税がある場合についてお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

限度額に到達する世帯の所得につきましては、単身世帯・固定資産税ありの方では、医療分限度額超過が883万円、介護分限度額超過が904万円、4人世帯・固定資産税ありの方では、医療分限度額超過が784万円、介護分限度額超過が853万円以上の所得で限度額に到達いたします。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第20号、専決処分、国保税の限度額の引上げについて、条例改正の反対討論を行います。

国保税の限度額を引き上げることについてであります。今回、医療分で63万円から65万円、後期高齢者支援金分で19万円から20万円に、そして介護納付金は据置きの17万円となっております。これで合計99万円から102万円に引き上がります。今回の改正で限度額を超える人は435人から405人の30人減っての5.5%、世帯では118世帯から109世帯の9世帯減の2.7%の効果しかないように思います。協会けんぽのように年間収入約2,000万円までランク分けして保険料が決められているのに対して応能とは言えません。

本来、応能負担でなければならないのに、世帯割や、そして就学時から平等割がかかってきたり、また所得割も所得に応じて幾つかの段階に分かれておらず、一つの所得割率しかりません。例えば、2年前に調べてもらった事例では、給与所得が688万9,000円の方の限度額が93万円で、所得に占める割合が13.5%ですから、一定の高額所得者は税額が高くない状況も生まれてまいります。こういう点では応能とは言えません。今回の引上げは5年連続だと思いますが、なぜ毎年のように引き上げるかということでもあります。

厚生労働省は、賦課限度額超過世帯の割合を全世帯の1.5%と設定しております。当町では、昨年度でお聞きしましたら、改正前が1.79%だったのが改正後1.68%になるということでしたから、厚労省の目標値でいくと、当町では医療分で80万円、後期高齢者支援金分で22万円、介護納付金で17万円となり、介護支援金分はこれで目標額となりますが、合計いたしますと119万円となります。もともと低所得者が多い国保制度ですから、重税感が重くのしかかってまいります。

国保制度は、今後、後期高齢者医療制度のように県下1本化に変わりますが、そうなるにますます負担増になることが懸念されます。当町は何らかの軽減を受けている人は、令和4年3月末で3,888人の52.9%、世帯数では2,310世帯の58.1%を占めています。今ほどコロナ新型ウイルスが日本中を危機に陥れている中で、1984年以前の国庫負担率に戻し、被保険者の負担を減らし、そして国保税が払えて、安心して医療機関にかかれるようにしなければならないのではないのでしょうか。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第22 議案45号……………

○議長（森谷信哉）

日程22、議案第45号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

本会議ですので、再度確認という意味もあって、まず2点について質疑いたします。今回の給与条例の一部改正ですが、人事院勧告による期末手当を引き下げる内容となっております。対象であります。職員はもちろん、会計年度任用職員、町特別職、議員が対象となっております。それで率でいきますと、6月と12月の合計2.55か月分から2.4か月分になるということで確認させていただいていいわけですね。そして、会計年度任用職員の場合はどうなるかというのを確認させてください。

二つ目に、1人当たりの平均引下げ額、また10代の平均、30代の平均、50代の平均引下げ額と、トータルでどのくらいの引下げ額になるか御答弁を頂きたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

議員認識のとおり、6月と12月の合計2.55か月分が0.15か月分減らされて、2.4か月分になるということです。そのとおりです。

会計年度任用職員の場合は、今年、その当時は2.6か月という職員と合わせてということでありました。ただ、途中で人事院勧告が入っていますので、職員も2.55か月になります。会計年度任用職員も2.55か月を今年は満額ということであったんですが、職員に準じるということで2.4か月になります。

ただし今までのことがありますので、去年からは減るということはありません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

だから私は、会計年度任用職員については今後減るかということもお聞きしてるんで、その点はどうですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今後は職員に準じるというところでありますので、人事院勧告でこのように議会を通っていけば、職員と同じような期末手当の支給ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

だから、準じるということはそうなっていくわけですよ。

それで再度お聞きするんですが、国のほうでは国家公務員の期末手当について、新型コロナウイルス感染によって傷んだ経済の影響を考慮して、手当に反映させないという方針を出しているのは御存じだと思います。これは国家公務員だけの問題ではないと思いますので、この間、新型コロナウイルス感染症が出て、ワクチン接種など様々な業務に携わってきた職員の労苦に応えたもの等にはならず、今回の補正でも4回目のワクチン接種の予算を組んでおりますように、まさに再拡大を起こさない取組をやられているわけです。そういう大事なときこそ処遇を維持するというので、私は大変大事ではないかと思うんですが、これここの判断ではあれなんです、職員のモチベーションは下がりますし、そして地域経済の波及効果も下がることになりましかれども、副町長にこの点の認識を伺っておきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦。

○副町長（坂頭徳彦）

給与については、十分それを保障していくということは大変もちろん大事であろうかと思えますし、モチベーションも維持をしていくことも本当に大変大事なところでございます。ただ、この給与条例に関しましては、人事院勧告を私どもも自治体としても尊重するという立場で行ってきてございます。それによって改定の提案をさせていただいているところでございます。

ただ、今年のこの人事院勧告は、毎年春の春闘がかなり大きな影響を及ぼしてまいりまして、今年の春闘の結果を見ますと、コロナ前まではいかないかも分かりませんが、賃上げのベースアップのほうもされているようでございます。今年の人事院勧告に関心を持って見てまいりたいと思えますし、それによって改善されれば、

その人事院勧告を尊重して、また増額していけるような御提案もさせてもらえたらと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

先ほどの増谷議員の御質疑の中で少し回答漏れがあったので、回答させてください。どれだけ年代別に減るかというところでございます。10代の職員につきましては、平均で2万3,604円、30代の職員につきましては4万3,408円、50代の職員については6万4,734円、トータル年額で1,694万2,368円の試算となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第45号、職員の給与条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

今回、職員の期末手当削減であります。2.55か月分を2.4か月分に減額するものであります。対象は正規職員だけでなく、会計年度任用職員や議員も含む特別職も対象となっております。

減額になるのは、正規職員の10代平均で2万3,604円、30代で4万3,408円、50代では6万4,730円の引下げで、先ほどの答弁のとおり、全体で1,694円余りが減額となります。

今回もそうでありますが、引下げの理由を人事院勧告や県の人事委員会から受けて、そして民間事業者との関わりがよく言われますけれども、政府は国家公務員の期末手当、新型コロナウイルス感染によって傷んだ経済の影響を考慮し、手当に反映させないの方針を出しておりますし、全国の市町村の中には引き下げしなかったところもあると聞いております。私はここを重視すべきだと思います。

町職員は、新型コロナウイルスが蔓延してきた中で、予防策として保健師の派遣や医療機関との連携、ワクチン接種のため担当課だけでなく他部署からの応援もしてもらい、日夜分かつたず懸命に奮闘し、町民の命と暮らしを守るために全力を挙げている



わけです。ですから今回の引下げは、その労苦に応えたものにはならず、職員の家計はもちろん、コロナ禍で店舗の地域経済への波及効果も大きいものと言わざるを得ません。新型コロナウイルス感染がいつ終息するか分からない中で、防止と再拡大を起こさない取組が今こそ重要でありますし、その最前線で働く職員を激励し、処遇を維持することが必要であると考えます。

なお、議員も含む特別職の削減については賛成いたしますが、一括議案なので以上の理由から反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第23 議員派遣の件……………

○議長（森谷信哉）

日程23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。よろしくお願いたします。

……………日程第24 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、議長への委任についてお諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和4年第2回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 11時53分